

# 重 要 事 項 説 明 書

シャイントピアみなせ

サテライト型特別養護老人ホームふれあいの里

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供にあたり、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日付け厚生労働省令第34号）第157条により準用する同基準第9条の規定に基づき、当該事業者が利用者に説明すべき事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人みなせ福祉会
法人所在地	湯沢市皆瀬字小野188番地1
代表者氏名	理事長 兼子 賢一
電話番号	0183-58-4004
FAX番号	0183-46-2900

## 2. ご利用施設

施設の名称	シャイントピアみなせサテライト型特別養護老人ホーム ふれあいの里	
施設の所在地	湯沢市皆瀬字下菅生32番地	
施設長（管理者）名	小南 智子	
介護保険事業所指定	種 類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	番 号	湯沢市
電話番号	0183-58-4155	
FAX番号	0183-46-2102	

## 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法の理念に基づき要介護状態となった場合においても、入居者が有するその能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って、自律的な日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の活動について援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援することを目的とする。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入居者の心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な支援を適切に行うものとする。</li><li>・入居者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別の施設介護サービス計画を作成し、当該計画に沿った指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</li><li>・施設の従業者は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、施設サービスの提供方法等必要な事項について、理解しやすいように説明を行い同意を得るものとする。</li><li>・施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、運営にあたっては、地域や家族との結びつきを重視し、市町村や地域の福祉・保健・医療関係者、本体施設（シャイントピアみなせ）との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</li></ul>

#### 4. 施設の概要

##### (1) 構造等

敷 地		3991㎡
建 物	構 造	鉄骨平屋建（準耐火建築）
	延べ床面積	887.54㎡
	利用定員	20名（1ユニット10名の2ユニット）

##### (2) ユニット

居室・設備の種類		室 数	面 積	備 考
Aユニット（個室）				
	居 室（個室）	10	164.9㎡	1室16.49㎡ *各居室にトイレ、洗面台付
	共同生活室（リビング）	1	78.64㎡	
	浴 室・脱衣室	1	10.66㎡	
	ユニットトイレ	1	3.96㎡	
Bユニット（個室）				
	居 室（個室）	10	164.9㎡	1室16.49㎡ *各居室にトイレ、洗面台付
	共同生活室（リビング）	1	78.64㎡	
	浴 室・脱衣室	1	10.66㎡	
	ユニットトイレ	1	3.96㎡	

##### (3) 主な設備

設 備 の 種 類	室 数	面 積	備 考
多目的トイレ	1	4.84㎡	
機械浴室	1	29.37㎡	特殊浴槽
相談室	1	13.20㎡	
調理室	1	30.42㎡	
介護材料室	1	9.37㎡	
地域交流スペース	1	52.02㎡	

#### 5. 職員体制（主たる職員）

（令和4年 4月現在）

職 種 別	職 名	基準 数 (人)	配置 人員 (人)	雇 用 形 態			保有資格・その他備考
				常 勤		非常勤	
				専従	兼務		
施 設 長		1	1		* 1		社会福祉士
生活相談員		1	1	1			社会福祉士（介護支援専門員兼務）
介 護 職 員	ユニットリーダー	2	2	2			介護福祉士2名
	介護員	11	男1 女10	1 10			介護福祉士1名 介護福祉士9名
看 護 師		1	1	1			看護師（介護支援専門員兼務）
管理栄養士		1	2		* 2		管理栄養士（兼）2名
介護支援専門員		1	2		2		
機能訓練指導員		1	1		* 1		看護師兼務
医 師	嘱託医	1	1			1	湯沢内科循環器科クリニック（内科他）

\* 本体施設シャインピアみなせと兼務

## 6. 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	その他備考
施設長	月～金（4週8休）8：30～17：30	*本体施設と兼務
生活相談員	月～日（4週8休）8：30～17：30	
介護職員	交代制（主な勤務時間） 早番 6：30～15：30 日勤 8：30～17：30 遅番 13：00～22：00 夜勤 21：45～6：45	早番、遅番の勤務は日によって違います。
看護師	月～日（4週8休）8：30～17：30	夜間については、自宅待機を行います。
管理栄養士	月～金（4週8休）8：30～17：30	*本体施設と兼務2名配置
介護支援専門員	生活相談員、看護師兼務	
機能訓練指導員	看護師兼務	*本体施設と兼務
嘱託医	毎週1回 火曜日午後回診	緊急の場合は、雄勝中央病院へ紹介します。

## 7. 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

一人ひとりの心身の状況、有する能力、環境等に応じた施設サービス計画を作成し、ご利用者の承諾のもと計画に応じた介護サービスを提供します。

3ヶ月、半年、又は随時、ご利用者の状態に合わせサービス計画書の見直しを行います。

種類	内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・ご利用者の自律支援のため、離床して食べていただくように配慮します。</li> <li>・ご利用者の咀嚼・嚥下の状態に応じた食事介助を心掛けます。</li> <li>・食事をする場所（食堂）が心のふれあいと楽しく食事が出来る環境づくりを工夫していきます。</li> <li>・ご利用者にあわせてゆっくり召し上がってもらよう努めます。</li> <li>・個人の要望にそって、食事の開始時間、メニュー、食事場所等にお応えするよう努めます。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士を配置（本体施設との兼務）し、個人の状態に合わせた食事提供と栄養管理等について、栄養ケア計画を作成し対応するなど、他職種協働で行っていきます。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの排泄時間を把握し、心身の状況に応じ適切な方法で、排泄の自立をめざします。</li> <li>・オムツ使用の方でも尿意がある限りなるべくオムツが外れるよう工夫し、又、出来るだけオムツを使用せず過ごせるように援助します。</li> <li>・清潔感を保ち、プライバシーに配慮するなど心を傷つけないように努めます。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット毎に個別浴槽を設置し、家庭的なお風呂を楽しんでいただけます。</li> <li>・寝たきりでも機械浴槽を使用するなど、入居者にあった入浴方法で、安全に入浴出来るよう援助します。</li> <li>・基本的には、週2回の入浴ですが、個人の要望に合わせて、入浴出来るよう努めます。</li> </ul>

	<p>す。（夏場はシャワー浴が毎日可能です）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体状況等により入浴が困難な場合は、清拭を実施し、清潔を保ちます。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・ご本人の要望に添った着衣の選択などにもお応えします。</li> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・寝具は、リース契約にて週一回の交換で清潔さを保ちます。（汚れた時は、随時交換可能）</li> <li>・口腔ケアに努め、誤嚥性肺炎を予防し清潔さを保ちます。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員（本体施設配置）により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するよう努めます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医である湯沢内科循環器科クリニックの医師による週一回（火曜日）の回診により、必要な医療処置が受けられます。又、協力病院が雄勝中央病院になっており、緊急時及び高度な治療を要する際には紹介状にて引継ぎされます。</li> <li>・看護師が毎日、健康チェック、服薬管理を行い早期対応・効果的介護に努めます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員 高橋 ゆかり</li> </ul>
社会生活上の便宜 の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活上必要な行政機関等の諸手続きで利用者・家族が対応困難な場合の代行手続きを行います。</li> <li>・地元商店に委託し、毎週月曜日に移動売店を開いており、菓子類等の購入が出来ます。</li> <li>・適宜レクリエーションや行事等を企画し、生きがいをづくりに努めます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の小中学校のボランティアの受け入れ及び幼稚園・保育所との交流する機会を提供し、楽しんでいただきます。又、併設の児童クラブの子供達との交流もできます。</li> <li>・入居者への宅配便・郵便物の取次等を行います。</li> <li>・湯沢市介護相談員が、ご利用者の話し相手・相談相手として施設に来所しています。</li> </ul>

## （２）介護保険給付外サービス

理 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月に一回（第四月曜日）に、地元理容組合の出張による理髪サービスをご利用いただけます。又、適時近隣の理髪店に出向いて行えるよう便宜を図ります。</li> </ul>
日常生活品の 購入代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設で購入を代行することができます。</li> </ul>
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途、「預り金管理委託契約」を締結された利用者及びご家族においては、金銭等管理サービスをご利用いただけます。</li> <li>・このサービスには、金銭出納管理をするに必要な代理権（日用品等の代金支払い、医療費支払い等）も含まれています。</li> </ul>

## 8. 相談・苦情等申立先

(1) 施設の苦情受付窓口等

施設苦情窓口	受付担当 生活相談員 高橋ゆかり 苦情解決責任者 施設長 小南智子	
苦情処理を行うための処理体制	1. 「相談・苦情受付簿」に記載する。 2. 関係者等より苦情についての事実確認を行う。 3. 関係者等との協議・連携により対応内容を検討し、管理者の決裁を受ける。 4. 苦情の改善について、相談者に説明し、対応内容も受付簿に記録しておく。	
施設外苦情申立窓口	秋田県国民健康保険団体連合会 湯沢市長寿福祉課 高齢介護班 皆瀬総合支所 地域応援班 稲川総合支所 地域応援班 雄勝総合支所 地域応援班 秋田県運営適正化委員会	電話 018-826-6864 電話 0183-73-2123 電話 0183-46-2111 電話 0183-42-2111 電話 0183-52-2111 電話 018-864-2726

9. 利用料

(1) 介護保険対象サービス利用料

	要介護度	単位	利用料	介護保険給付額	利用者負担額
基本部分	要介護1	1日	6,820円	6,138円	682円
	要介護2	1日	7,530円	6,777円	753円
	要介護3	1日	8,280円	7,452円	828円
	要介護4	1日	9,010円	8,109円	901円
	要介護5	1日	9,710円	8,739円	971円
加算部分	看護体制（Ⅰ）加算	1日	120円	108円	12円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日	220円	198円	22円
	夜勤職員配置加算	1日	460円	414円	46円
	科学的介護体制加算（Ⅱ）	1月	500円	450円	50円
	栄養マネジメント強化加算	1日	110円	99円	11円
初期加算（30日限度）	1日	300円	270円	30円	

\*負担割合が2割・3割の方は割合に応じて利用料金が変わります。

\*この他、一月当たりの総単位数に介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）14%が加算されます。（R6.6.1～）

(2) 居住費及び食費

利用者負担区分	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階Ⅰ	利用者負担 第3段階Ⅱ	利用者負担 第4段階
居住費（1日あたり）	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食費（1日あたり）	300円	390円	650円	1,360円	1,445円

\*第1段階～第4段階の区分は、利用者の所得階層による区分

第1段階 高齢福祉年金受給者、生活保護受給者など

第2段階 非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方

第3段階Ⅰ 非課税世帯で年金収入等が80万円超120万円以下の方

第3段階Ⅱ 非課税世帯で年金収入等が120万円超の方

第4段階 上記以外

(3) 日常生活費等

理容・美容	理髪サービス1回 1,500円 施設外理髪1回 2,000円
レクリエーション材料費	実 費
日常生活上必要な物品の購入費	実 費

10. 協力医療機関と医療

医療機関の名称	湯沢内科循環器科クリニック
院長名	山本 久 (嘱託医)
所在地	湯沢市沖鶴215番地1
診療科目	内科・循環器科・呼吸器科
入院設備	病床なし
協力契約の内容	①利用者への定期的な診察(回診) 週一回火曜日午後 ②利用者が急変した場合の緊急対応措置 ③利用者が入院が必要となった場合の他医療機関への紹介 (協力病院:雄勝中央病院)
入居者の医療	1. 病気やけがの治療は施設の嘱託医または利用者が選択する医療機関で受けていただくことになり、医療費は医療保険制度で支給される以外の費用は利用者の負担となります。 但し、検査及び短期間の入退院の手続きや送迎は無料です。 2. 通院時の付き添い、入退院の移送は致しますが、入院中の付き添いはしません。 3. 尚、入院が3ヶ月以上におよぶ場合は退所となります。

11. 非常時災害時の対策

非常時の対応	別に定める「ふれあいの里 消防計画」により対応します。
非常通報の体制	非常通報体制は全職員での連絡体制を確保しています。
近隣との協力体制	皆瀬村消防団第二分団(菅生地区)と、「総合防災訓練」を通して応援協力体制を確保しています。
平常時の訓練と防災設備	別に定める「ふれあいの里 消防計画」により、年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備の概要	<b>【主な消防用設備】</b> ・消火器 5本 ・自動火災報知器 ・非常警報設備 ・誘導灯、誘導標識 ・自家発電設備 ・スプリンクラー

12. 当施設ご利用の際に留意いただく事項点

事故発生時の対応	・利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村利用者の家族に連絡を行うとともに、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講じます。 ・事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
事故補償	・施設サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、利用者・施設双方で協議することとします。 尚、当施設は「社会福祉施設総合賠償補償共済制度:しせつの共済」に加入しています。
	・早朝、深夜等の面会をご遠慮下さい。

来訪・面会	・来訪者は、職員への声かけをお願いします。
外出・外泊	・外出・外泊の際には、行く先と帰宅予定時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備 ・器具の使用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	・喫煙について、施設内は全面禁煙です。 ・飲酒については、「行事等」で楽しんでいただくのみとします。
迷惑行為等	・けんか、暴行、中傷、口論など他人に対する迷惑行為はしないで下さい。
所持品の管理	・入所時に「物品預り表」を確認していただきます。尚、原則的に所持品は日常生活用品に限り、貴重品は避けて頂きます。
現金等の管理	・現金等の管理を施設に依頼される場合は、施設に預けることができます。 詳細は「預り金管理委託契約書」によります。主な内容は、次のとおりです。 管理する金銭の限度額：預り金規程では限度額の設定はございません。 年金の入金等の管理に限定し、必要最小限の受け払いを代行致します。 遺産相続等に係わる財産等の管理はいたしません。 管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳を施設で管理します。 (利用者名義にて北都銀行稲川支店に預け入れ) お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印(原則各1つ) 保管場所：本体施設事務所金庫等 保管管理者：施設長が責任を持って管理します。 *但し、利用者及び身元引受人により概ね3ヶ月ごとに確認を頂戴致します。 また、入所契約の終了後30日以内に所持品及び現金等は入所者及び身元引受人お引き渡し致します。
宗教活動・政治活動	・施設内で他の人に対して、自身の信心している宗教活動や政治活動を強要しないで下さい。
第三者評価	当施設では実施しておりません。

### 13. 入所・退所等

入 所	・事業者と施設利用サービス契約を締結した利用者に対し、施設サービスを提供します。
退 所	・契約書の契約の解除項目に該当する場合は退所することになります。 主な例は、以下の通りです。 ①利用料の滞納や伝染性疾患の罹患と治療上必要性、利用者本人の行動による他の利用者への影響 ②介護認定の更新による入所該当外(自立・要支援が該当)の認定結果の場合 介護認定の更新による介護1、介護2の認定結果であり、特例入所の事由に当てはまらない場合 ③措置施設(養護老人ホーム等)への入所 ④3ヶ月以上の入院の場合

## 重要事項説明・同意書

私は、施設介護サービス利用契約書乙の職員（職名 生活相談員 氏名 高橋ゆかり）から

「シャイントピアみなせサテライト型特別養護老人ホームふれあいの里」における重要事項の  
説明を受け、当該施設から指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供を  
受けることについて同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

---

氏名

---

印

\* 署名代行は身元引受人に限る

利用者の身元引受人等

住所

---

氏名

---

印